

# 皆さんご存じですか？ 「はかり」には2年に1回の「定期検査」があることを！！

沖縄県計量検定所

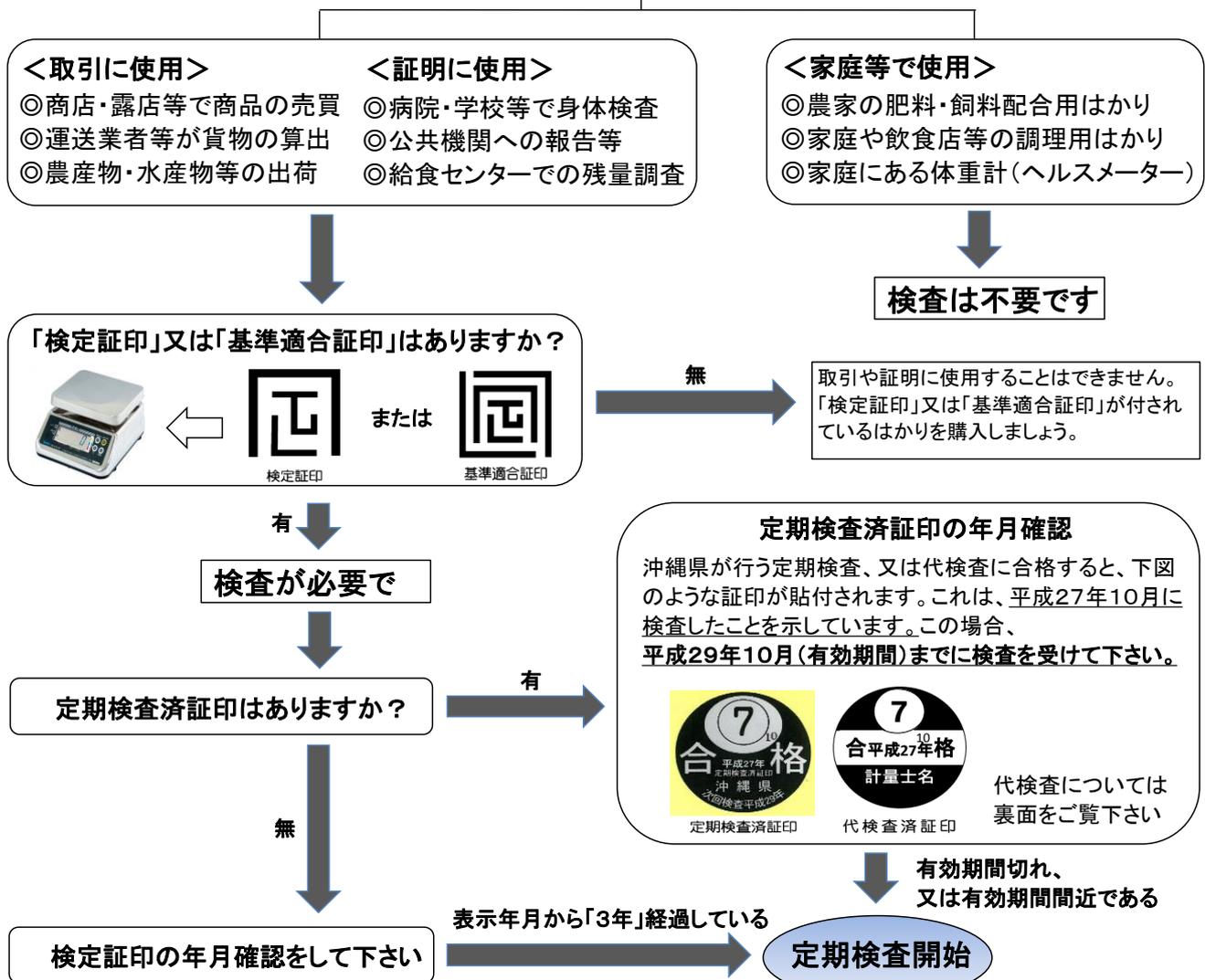
私たちの身の回りには、スーパーの惣菜売り場や農産物の直売所のはかり、給油所の燃料油メーター等、さまざまな「計量器」がありますが、商品の売買や医療行為等に使用する特定の「はかり」については、正しく計量されることへの信頼が確保されなければ、私たちは安心して社会生活を送ることができません。「適正な計量」の実施は、空気や水と同じように私たち社会の基盤をなすものといっても過言ではないのです。このため、「計量法」という法律が作られ、こうした特定のはかりについては、有効期間を定め、「定期検査」を受けることを義務づけ、違反した場合は罰則が設けられる等、適正な計量の実施を確保することとしています。

## 【はかりの定期検査とは】

「はかり」を長い間使用していると誤差が生じることがあります。誤差が生じた「はかり」の使用は、正確さが保証されないため、「内容量がおかしい！」など、さまざまなトラブルの原因となることがあります。そこで、取引や証明に使用する「はかり」については、2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

沖縄県計量検定所では、市町村と連携し地域の公民館等に出向き、定期検査を行っています。日時、場所については、各市町村又は裏面の【お問い合わせ】先までご連絡下さい。

## 「はかり」



家庭で使用する体重計や料理用はかり等には下図のようなマークがついています。このマークの付いた「はかり」は取引や証明には使用できません。



検定証印の年月確認において不明な点は、裏面の【お問い合わせ】までご連絡下さい。

